

認定支援ネットワークに関連する新聞報道について

8月20日付けの読売新聞朝刊の「安心の設計（社会保障番号）」の記事の中で、認定支援ネットワークに関連する記載（別添）があったところですが、報道内容について、以下の点に御留意いただきますようお願い申し上げます。

- 認定支援ネットワークを用いて報告いただいている
目的は、要介護認定の適正な実施のための施策を講じる
上で必要な基礎的な統計情報を収集することであり、個人を特定する情報の収集は目的ではないため、氏名、住所、生年月日等は、国への報告項目から除外されている。

- なお、被保険者番号は任意の報告項目としているが、
これは同一者の経時的な状況の把握を行うことにより、
要介護認定の有効期間の検討等を行うことが可能となる
ことから、報告を依頼しているものである。

- また、被保険者番号等の暗号化については、保険者からの送信時及び国の受信時の双方の段階で行われ、国における暗号化の方法は頻回に変更されており、本ネットワーク開始以降の既報告分についても暗号化されている。

- 財団法人医療情報システム開発センターへの委託内容は、送信された報告内容を集積している機械の保守・運営及び認定支援ネットワークに係る技術的支援である。

社会保障番号

個人情報一括管理

◆年金番号

行政事務の「十」情報技術(化)で「一」番は「一」番の個人情報の管理は、少し

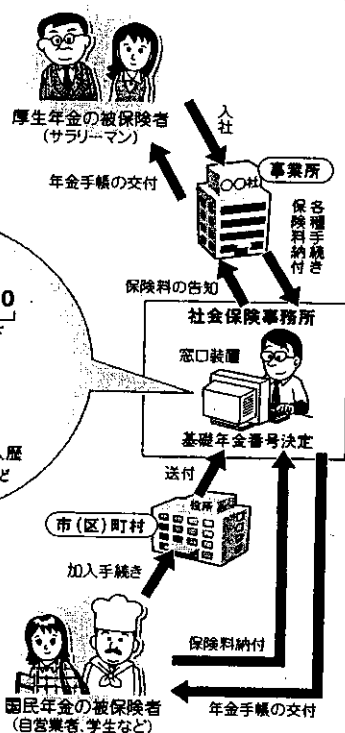
医療、年金、介護などの負担を給付を一元化に配
録・管理する「社会保障番号」の導入を、厚生労働
省の研究が進展した。こうした番号管理では、
プライバシーへの配慮が無視になるが、個人情報の
活用は、行政サービスの効率化と公平化のため必要
なところもある。すでに番号制が導入されている
年金制度の例などを見ながら、社会保障に必要個人
情報管理のあり方について考えてみる。

(内田 健司)

すじがわがっている。
公的年金の加入者達に
十けたの基礎年金番号が
つけられるようになったの
は、九七年一月。それまで
は別々管理されていた厚
生年金、国民年金、共済年
金の加入者一々が、一本
化された。

時なが、未成年も、就職
して年金加入者になった場
合や遺族年金受給者になる
と、番号の対象になる。
基礎年金番号は、厚生労
働省とある国民年金法施行
規則によるもので、法律上
の根拠はなく、年金関連
業務以外の目的では利用で
きない。医療や年金受給額
なども極めて個人的な情報
取り出せるため、業務セ
ンターでは、情報の取り扱い
に関する職員研修を行う一
方、データを讀めた職員や
用途を上司が確認するなど
して、プライバシー保護の
徹底を図っている。

年金業務処理の流れと基礎年金番号



基礎年金番号

(例) 12 34 567890

都道府県 社会保険 個人コード
コード 事務所コード

(番号で管理される個人情報)

- 氏名
- 生年月日
- 性別
- 住所
- 会社名
- 配偶者の有無
- 過去の年金加入歴
- 年金受給歴 など

◆情報交換
社会保障の仕組みが複雑化する中、異なる制度の間で情報をやりとりすることが必要になる。

保険担当者が調べるのが
ある。企業を通過した
元サラリーマンに、七十歳
になるまでは自己負担が通
常の三割から二割に軽減さ
れる「退職者医療制度」へ
の加入を勧めるのが目的
だ。同制度は「公的年金に
原則二十年以上加入が条
件になっているため、その
確認をしなければならない
からだ。

高齢者の所得をに
関する個人情報は、自
己負担限度額を超えた
医療費を、本人などの
申請で払い戻す制度で
も必要になる。十月か
ら新たに導入される仕
組だが、負担限度額
は四分額に引き上げら
れる。世帯状況によっ
て変わるため、市町村の担
当課は、各世帯の年収や家
族構成などの情報を一元化
して把握している。

データ管理は、厚生労働
省と経済産業省の財団
法人「医療情報システム研
究センター」(調剤成り理
療センター)が担当してい
る。自治体から提供されるの
は一次判定の調査結果や、
二次判定結果、十けたの被
保険者番号など。プライバ
シー保護のため、番号は昨

すため、税務担当課から
情報提供を受けやすくし
た。十月から、一定以上の高
所得がある七十歳以上の高
齢者は、医療費の自己負
担が一割に引き上げられる
が、二割負担に該当する基
準所得があるかどうかを、
本人の申告でなく、市町村
が職種で判定出来るよ
うにするためだ。

個人情報の中でも、病歴
や要介護度や医療関連の
取り扱いは、とりわけ慎重
を要求められる。
一〇〇〇年にスタートし
た介護保険制度では、利用
者は要介護認定を受けるこ
とが義務づけられている。
この判定データを全国の自
治体から国に集約する「認
定支援ネットワーク」が構
築され、毎月約四十万件の
データが蓄積されている。

年暮れから、入力すると照
号化されるシステムに改良
し、個人が特定出来ないよ
うにした。また、厚生省は
データ収集の根拠につい
て、介護保険法に加え、今
年四月には守秘義務がある
届け出統計に関するた
の配慮をしている。

収集したデータは、
要介護認定システムの
ソフト見直しの際料と
して利用された。コン
ピューターによる一次
判定では、毎月高齢
者の要介護度が低出
ることで問題視されて
いたため、調査項目再
編などの制度見直しを行
い、二〇〇二年度四月から本
格運用を予定だ。

ただ、ネットワークへの
参加は任意で、東京都武
蔵野市や大阪府東大阪市
など八十三市町村が、個
人情報保護などを理由に
データの報告をしていな
い。

安心の設計

「安心の設計」は、火曜日の朝刊、
金曜日の夕刊に掲載しています。次回
は、夕刊(8月23日)が「医療事故座
談会」、朝刊(8月27日)が「男性ヘルパーの役割」です。

金曜夕刊にも安心の設計

「安心の設計」は、火曜日の朝刊、
金曜日の夕刊に掲載しています。次回
は、夕刊(8月23日)が「医療事故座
談会」、朝刊(8月27日)が「男性ヘルパーの役割」です。